

令和 7 年第 2 回中津川市議会（臨時会）

委 員 会 提 出 議 案

令和 7 年 5 月 1 5 日

議第40号

中津川市議会委員会条例の一部改正について

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年5月15日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 田口 文数

## 中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

中津川市議会委員会条例（昭和 3 1 年中津川市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「前条の規定を準用する」を「1 年とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第 9 条第 3 項中「委員の任期による」を「1 年とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、特別委員会の委員長及び副委員長については、特別委員会の任期による。

附則第 2 項中「中津川市議会委員会条例」の次に「（昭和 3 1 年中津川市条例第 1 1 号）」を加える。

附則第 3 項を次のように改める。

（常任委員の定数の特例）

- 3 令和 7 年 5 月 1 5 日から令和 9 年 4 月 2 9 日までの間に限り、第 2 条第 2 項の表総務企画委員会の項中「7 人」とあるのは「6 人」とし、同表予算決算委員会の項中「2 1 人」とあるのは「2 0 人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第41号

議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議について  
議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正するため、次のとおり決議する。

令和7年5月15日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 田口 文数

議会改革特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議

議会改革特別委員会設置に関する決議（令和５年５月１５日決議）の一部を次のように改正する。

第２項中「７人」を「６人」に改める。

令和７年５月１５日

中 津 川 市 議 会